

特定創業支援事業



「ユメ」の
「ソノサキ」

羽曳野市で創業するメリット

登録免許税軽減

- 資本金の0.7%→0.35%に！

新規開業支援基金の貸付利率引下げ！

創業関連保証の早期利用開始！

- 創業6か月前から利用できます！

新創業融資制度の要件緩和！

- 自己資金要件無し！

特定創業支援事業とは

創業支援等事業計画における事業のうち、「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の知識が身につく継続的事業。

創業支援セミナー

専門家を講師とし、2時間/回の講座を4日間以上のセミナーを羽曳野市と富田林市共同で年4回開催。

講座は、「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の4つの分野に関する知識が身につく内容。

個別相談事項

商工会の経営相談指導員が、2時間/回の個別指導を1カ月以上継続して4回以上実施。

セミナー同様4つの分野に関する知識を身に着けることができ、創業に関する相談及び支援も実施。

優遇措置を受けるための「支援を受けたことの証明書」について

表面の優遇措置を受けるには、この証明書が必要。
「特定創業等支援事業」を修了後、証明書の交付申請を行ってください。

【対象者】

6ヶ月以内に創業の具体的な計画と有する個人もしくは、創業後5年未満の個人又は法人（※）

（注意：証明書は、法人代表者に対しての発行）

【申請期限】

原則として特定創業等支援事業を受けた年度の翌年度末まで

※認定書交付は、優遇措置適用を保証するものではありません。

優遇措置を受けるには、別途申込先による審査がございます。

連携支援機関(創業支援ネットワークはびきの)

機関名

住所

電話番号

FAX

羽曳野市役所
市民生活部経済労働課

羽曳野市誉田 4-1-1

072-947-3726

072-950-2055

羽曳野市商工会

羽曳野市軽里 1-1-1

072-958-2331

072-956-1950

(株)日本政策金融公庫
阿倍野支店

大阪市阿倍野区松崎町 3-15-12

06-6621-1453

06-6621-1480